

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は全社員の2/3が女性であることから、女性社員が能力を十分発揮出来るよう環境を整え、課題を解決するため、以下の行動計画を策定します。

令和2年3月26日

株式会社三宅商事

代表取締役 葎谷光哉

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 取組内容と実施時期

- 目標① 介護休業、育児休業の100%取得を目指す。
- 対策・令和2年4月～ 休業中の社員に社内報を送付するなど会社の情報を提供
 - ・令和3年4月～ 育児休業を取得した復職者の上司に対し、適切なマネジメント等の研修
 - ・令和3年4月～ 介護・育児休業を取得した復職者へ意識調査の実施
- 目標② 嘱託再雇用率の目標を95%以上とする。
- 対策・令和3年4月～ 非再雇用者の意識調査の実施
 - ・令和3年4月～ 嘱託再雇用対象者への労働条件等ヒヤリングの実施
 - ・令和4年4月～ 再雇用後の意識調査の実施
 - ・令和2年4月～ 高齢者・女性でも扱いやすい清掃道具の導入

以上